

空き家の適正管理をお願いします

問合せ 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

さまざまな理由で放置されてしまい、老朽化が進んだ空き家が町内各所で増加しています。

近隣にお住まいの方々に迷惑をかけないためにも、空き家の適正管理をお願いします。

空き家が抱えるリスク

空き家の敷地内のみならず、外壁落下や不審者の侵入、害獣の発生などにより、近隣にも悪影響を及ぼすことがあります。

所有者の責務

空き家の所有者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正な管理を行わなければなりません。管理をせず、建物損害や人身事故が発生した場合、空き家の所有者は、損害賠償責任を負う可能性があります。



出典：政府広報オンライン

近隣の空き家でお困りの方へ

管理が不十分な空き家について町に報告できる『空き家情報お知らせシステム』をご活用ください。お寄せいただいた情報をもとに現地を確認し、必要に応じて、所有者に改善を促します。



空き家情報
お知らせシステム

いきいきあっぷサポーター (介護予防サポーター) を募集します！

申込・問合せ

高齢介護課 地域包括支援センター担当
内線302・303

「いきいきあっぷサポーター」とは、養成講座で認定を受け、地域で介護予防を目的とした体操教室を行う住民ボランティアです。

現在、約20名のサポーターが地域で活動し、地域の方と運動や交流を楽しみながら介護予防のボランティア活動を続けています！ご自身の健康のため、また高齢者の方が住み慣れた地域でいきいきと生活していただくため、あなたもサポーター仲間になってみませんか？



現地体験を除く11回のうち、**9回の受講**でサポーターとして認定します。



【養成講座】

対象 町内在住で介護予防に関心のある方（年齢不問）

定員 20名（申込順）

場所 西公民館 講座室

日程（各日金曜日・全12回コース）

8月	28日
9月	4日・11日・18日・25日
10月	2日・9日・16日・30日
11月	6日・13日

講座の最後に現地体験（1回）を予定

時間 13時30分～15時30分

申込 6月15日(月)～担当窓口または電話

健康長寿歯科健診を実施します

問合せ 健康長寿歯科健診コールセンター
☎0120(982)865(6月19日(金)から)

今年度中に76歳または81歳を迎えられる後期高齢者医療被保険者を対象として、健康長寿歯科健診を実施します。詳細は、埼玉県後期高齢者医療広域連合から6月下旬に届く案内をご覧ください。

対象 次のいずれかに該当し、後期高齢者医療の被保険者の方
①昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた方
②昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までに生まれた方

実施期間 7月1日(水)～令和9年1月31日(日)
費用 無料

6月は「環境月間」 6月5日は「環境の日」 環境のために「デコ活」を始めてみませんか

問合せ 環境課 環境保全担当
☎(38)0401

環境省では、2050年カーボンニュートラルおよび2030年度削減目標の実現に向けて、国民運動「デコ活」を展開中です。

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

デコ活アクションとして、まずはここからはじめる4つの取組を紹介します。



デコ活
ポータルサイト

① 電気も省エネ 断熱住宅

住まいの窓や壁等を熱を伝えづらいものにする「断熱住宅」にすることで、室内外への熱の出入りを抑え、夏は涼しく、冬は暖かい快適な室内環境となります。

これにより、冷暖房の使用量を抑え、CO2排出量や光熱費を削減することができます。

② こだわる楽しさ エコグッズ

LEDや省エネ家電などのエコグッズを生活の中に取り入れることで、光熱費が節約できたり、高機能な製品を通じて快適で便利な生活を送ることができます。

③ 感謝の心 食べ残しゼロ

食品ロスを減らすことは、廃棄物の減量はもちろんのこと、食費の節約にもつながります。

④ つながるオフィス テレワーク

テレワークとは、ICT(情報通信技術)を活用し時間や場所にとらわれない働き方のことであり、移動時間の削減により、通勤の疲労を減らし、余暇時間を増やします。

～きれいな川は家庭から～ 合併処理浄化槽の設置費用を補助します

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎(38)0401

既存の単独浄化槽・汲み取り便槽から合併浄化槽へ転換する方に、予算の範囲内で補助金を交付します。詳しくは町ホームページをご確認ください。

単独処理浄化槽
汲み取り

転換

合併処理浄化槽

生活排水の汚れ
1/8に減少！



町ホームページ

補助金交付額（※高度処理型浄化槽の場合）

5人槽 1基につき704,000円限度

7人槽 1基につき746,000円限度

10人槽 1基につき858,000円限度

※各交付額には処分（撤去）費6万円、配管費20万円を含む

補助金対象外

- ・下水道区域内に設置する場合
- ・新築または建築確認を必要とする改築に伴い設置する場合

※他にも対象外となるケースあり

あき地の適正な維持管理をしましょう

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎(38)0401

あき地の維持管理は所有者の義務です。周辺の方々に影響が及ばないように維持管理をお願いします。

あき地に雑草や雑木が伸びていると、以下のような問題が起こる可能性があります。

- ① ゴミの不法投棄の温床に
- ② 火災や火元になる危険性
- ③ 害虫や悪臭が発生
- ④ 交通事故や犯罪発生の原因に

【草刈機の貸出】

あき地の適正な管理を促進するため、肩掛け式草刈機の貸出を行っています。希望される場合は、事前にご連絡ください。

対象 町内のあき地の所有者または管理者

費用 無料（燃料費などの費用は自己負担）

貸出場所 環境センター 持ち物 本人確認ができるもの

※自身での草刈や樹木剪定が困難な場合は、専門業者に依頼して維持管理をしてください。